

ナ健公示 第 527 号
令 6 年 2 月 29 日

ナイガイ健康保険組合
理事長 市原 聡

公 告 書

全被保険者の標準報酬月額を平均した額について

健康保険法第 47 条第 2 号に定める令和 5 年 9 月 30 日現在の全被保険者の標準報酬月額を平均した標準報酬月額は下記のとおりであるので公告します。

記

- 1 令和 5 年 9 月末の平均標準報酬月額 293,968 円
(第 22 等級 290,000 円以上 310,000 円未満)
- 2 1 の額を基礎とした標準報酬月額 300,000 円
- 3 適用年月日 令和 6 年 4 月 1 日
(令和 6 年 3 月分から適用)

令和 5 年 9 月末	①標準報酬月額総計	127,582 千円
	②全被保険者数	434 人
平均標準報酬月額	①÷②=	293,968 円